# 第４回船員保険制度の在り方に関する検討会

平成１７年６月１日（水）　１３：００～
於　：　厚生労働省共用第７会議室（５階）

議　事　次　第

１　開　会

２　議　事

（１）　経済財政諮問会議の審議状況について

（２）　社会保険庁の在り方に関する有識者会議の最終報告について

（３）　医療保険制度改革における政管健保に関する議論の状況について

（４）　船員保険特別会計の平成１７年度予算について

（５）　船員職業安定法の改正等の概要について

（６）　その他

３　閉　会

# 特別会計の改革について

平成１７年４月２７日
牛　尾　治　朗
奥　田　　　碩
本　間　正　明
吉　川　　　洋

## １．　各特別会計の改革案について

・ 関係府省より、将来収支（キャッシュフロー）の試算を含めた改革案（注１）が提示されたことで、改革の将来像が数値で確認された。これは、"予算管理のイノベーション"であり、高く評価したい。

・ 関係府省は、引き続き、将来収支試算の取組を継続するとともにこれを改善し、今後、『年次報告書』（注２）に記載することが必要である。

・ 関係府省及び財務省は、今後の予算編成に当たって、今回の将来収支試算を、各特別会計の性格に応じて活用することが必要である。

注1：各府省の改革案、試算結果(別添 1,2)及びその前提は経済財政諮問会議ホームページに掲載。
注2：『年次報告書』は、17 年度末を目途に試行的に公表し、18 年度から実施すべきである。

## ２．　今後の特別会計の改革について

・ 特別会計は、歳出総額約４１２兆円、一般会計からの繰入額約４８兆円に及ぶ巨額な予算である。今回の改革案を契機にして、特別会計としての区分経理の必要性、各事務事業の見直しにまで踏み込んで不断の改革を進めるべきである。

・ また、国民への説明責任として、各特別会計は、その性格に応じて、歳出額と一般会計からの繰入額について、数値目標を示して改革を進める必要がある。

・ 特別会計の抜本改革のためには、今後、各特別会計の有する独自財源のあり方についても見直すべきである。

以上を踏まえ、特別会計改革の今後の方向や成果について、引き続き、経済財政諮問会議で検討していくこととしたい。

（別添1）

# 特別会計の改革案

- 特別会計で行う事業ごとの成果目標
- 中期的な抑制目標
- 改革工程

⇩

- 改革を進める上で各特別会計についてのロードマップが必要。
  各特別会計について策定された改革案における中期的な抑制目標の効果が将来どのように現れるのかを可視化することができないか。

⇩

- 将来の収入・支出（キャッシュ・フロー）及び貸借対照表に関する試算が重要

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004

（特別会計改革）

・関係府省は、各特別会計について、それぞれの性格に応じ、必要性について厳しく検証しつつ徹底した見直しを行い、年内に改革案を策定する。改革案には、成果目標及び中期的な抑制の目標を設定するとともに、今後の取組工程を明示する。・・・（中略）・・・改革案及びそれに基づく各年度における取組を経済財政諮問会議に報告する。

## 特別会計改革に向けて（平成16年9月10日 経済財政諮問会議 有識者議員提案）

改革案に盛り込むべき基本事項

① 特別会計で事業を行う必要性及び事業ごとの成果目標
② 歳出総額抑制の中期的目標
③ 改革工程（財政制度等審議会で指摘された事項への対応を含む）
④ 将来の収入・支出（キャッシュ・フロー）及び貸借対照表に関する試算

# 将来試算の概要について

## 1. 試算形態

3ケースを試算

＜基本ケース＞
事業を当年度で終了し、継続中の事業を除き新規事業を行わないと仮定し、各特別会計の債権債務関係の清算が完了する将来時点まで推計（保険系の特別会計については、事業終了年度の予見が困難なことから、試算開始以降10年分の姿を提示）。

＜現状維持ケース＞
基本ケースに、今後の各単年度ごとの事業を上乗せする形で試算。

＜改革ケース＞
現状維持ケースに、「基本方針2004」に基づく改革案を折り込む形で試算。

## 2. 前提条件

＜共通前提＞
・経済指標については、「改革と展望」参考試算を出発点とし、「改革と展望」の試算期間以降は同試算の最終年度の伸び率で一定
・金利については、財政投融資の「政策コスト分析」において使用される金利を適用

＜単独前提＞
共通前提以外に必要とする前提条件は、各特別会計ごとに独自に定める。

⇨ 財政制度等審議会の「新たな特別会計財務書類の作成について」（平成15年6月30日）、「省庁別財務書類の作成について」（平成16年6月17日）を踏まえ、発生主義など企業会計の考え方に基づく現在及び将来の貸借対照表等を試行的に作成。

## 3. 試算の効果

基本ケースの算出により、事業を当年度で終了した場合の将来時点でのコストを明示させることで、現時点では潜在的である後年度負担を可視化。
また、現状維持ケース・改革ケースを推計することで、特別会計改革に伴う数量効果を算定。

## 4. 試算結果

当該試算は、一定の仮定的な前提の下で試算していること、また当該仮定においては共通前提以外の経済動向等の各種の前提について各特別会計毎に異なっていること等から、試算の結果については相当の幅をもってみる必要がある。

### 1．改革ケースにおいて現状維持ケースよりも歳出総額を抑制しているもの

登記、労働保険、国立高度専門医療センター、国有林野事業(国有林野事業勘定)、漁船再保険及漁業共済保険、食糧管理、国営土地改良事業、貿易再保険、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、自動車損害賠償保障事業(自動車事故対策勘定)、空港整備、都市開発資金融通

### 2．改革ケースにおいて現状維持ケースよりも一般会計繰入を抑制しているもの

国立高度専門医療センター、国有林野事業(国有林野事業勘定)、食糧管理、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、空港整備、都市開発資金融通

### 3．改革ケースにおいて現状維持ケースよりも借入金を縮減しているもの

特定国有財産整備、国有林野事業(国有林野事業勘定)、食糧管理、国営土地改良事業、空港整備

### 4．基本ケースにおいて、最終年度における資産・負債差額がマイナスとなっているもの

登記、厚生保険、船員保険、国民年金、漁船再保険及漁業共済保険(注)

(注) 改革ケースは現状維持ケースよりも財務内容の改善が進んでおり、資産・負債差額は黒字である。

## 5. 基本ケースに基づく一般会計の純負担額（注1～4）

130，064億円　（割引現在価値ベース）

（注1）上記計数は、各特別会計の試算結果として示された基本ケースの場合に必要となる一般会計からの繰入の総和から一般会計への繰入の総和を相殺したものを、現在価値化した上で単純に合計した数字である。但し、国債整理基金特別会計、厚生保険特別会計、国民年金特別会計及び交付税及び譲与税配付金特別会計を除いている。また、道路整備特別会計は基本ケースの試算結果を明示していないことから、これも除いている。
（注2）債権債務の整理期間が各特別会計において異なることから、割引現在価値ベースで算出している。
（注3）割引率は財政投融資対象事業に関する政策コスト分析に用いられているものを使用している。
（注4）上記政策コストは一般会計繰入のみを対象としており、各会計ごとの無利子借入等は除外している。なお、一般会計からの繰入は「改革推進公共投資」関係の経費を除く。

（別添2）

# 各特別会計の改革案

○事業ごとの成果目標
○中期的な抑制の目標
○改革工程
○将来の収入・支出及び貸借対照表に関する試算

# 目　次

交付税及び譲与税配付金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
登記特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
財政融資資金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
国債整理基金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
外国為替資金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
産業投資特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
地震再保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
特定国有財産整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
厚生保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
船員保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
国民年金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
労働保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
国立高度専門医療センター特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
国有林野事業特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
農業共済再保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
森林保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
漁船再保険及漁業共済保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
食糧管理特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
農業経営基盤強化措置特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
国営土地改良事業特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
貿易再保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
特許特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
電源開発促進対策特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計・・・・・・・・・・・・37
自動車損害賠償保障事業特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
道路整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
治水特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
港湾整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
空港整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
自動車検査登録特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
都市開発資金融通特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

# 船員保険特別会計

## ＝ 事業ごとの成果目標 ＝

船員保険制度は強制保険であり、その保険給付は法律上の義務であることから、
○保険料収納率の向上
○未適用船員に対する適用の促進
○給付の適正な実施
等を事業の目標として設定。

## ＝ 中期的な抑制の目標 ＝

○船員保険福祉施設については、現在、存在する保養所・福祉センターの数を平成17年度末までに平成13年度末現在の施設数(27ヶ所)の半分程度まで削減する。

## ＝ 改 革 工 程 ＝

【これまでの取組】
○船員保険制度の今後の在り方については、平成16年10月に「船員保険制度の在り方に関する検討会」を発足し、船員保険制度の今後の在り方について検討を実施。
○船員保険福祉施設については、平成14年12月の「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」に基づき、平成16年度までに9施設を廃止済。
【平成17年度の取組】
○制度の今後の在り方については、平成17年秋頃を目途に検討会において議論の取りまとめを行う予定。
○船員保険福祉施設については、平成17年度は今後の船舶所有者及び被保険者等の関係者間の議論を踏まえ、4施設程度を廃止する予定。
【平成18年度以降の取組】
制度の今後の在り方については、検討会における議論の取りまとめに基づき、改革を実施。

## ＝ 将来の収入・支出及び貸借対照表に関する試算 ＝

(単位:億円)

| | 2005年度 | | | 2009年度 | | | 2014年度 | | | 基本ケース(事業終了)の場合に必要となる一般会計からの繰入の総和 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 現状維持ケース a | 改革ケース b | 差額 (b-a) | 現状維持ケース a | 改革ケース b | 差額 (b-a) | 現状維持ケース a | 改革ケース b | 差額 (b-a) | |
| 歳出総額 | 666 | 666 | 0 | 568 | 568 | 0 | 525 | 525 | 0 | 202億円 |
| 歳入総額 | 691 | 691 | 0 | 569 | 569 | 0 | 526 | 526 | 0 | (2005年度～2014年度) |
| 保険料収入 | 618 | 618 | 0 | 483 | 483 | 0 | 408 | 408 | 0 | |
| 一般会計繰入 | 49 | 49 | 0 | 47 | 47 | 0 | 46 | 46 | 0 | 基本ケースにおける試算終了後の資産・負債差額 |
| 資産総額 | 1,485 | 1,485 | 0 | 1,444 | 1,444 | 0 | 1,205 | 1,205 | 0 | |
| 負債総額 | 20 | 20 | 0 | 17 | 17 | 0 | 15 | 15 | 0 | ▲ 287億円 |
| 退職給付引当金 | 19 | 19 | 0 | 16 | 16 | 0 | 14 | 14 | 0 | (2014年度) |

(注) 福祉施設の整理合理化については、直近計画に基づき推計、船員保険制度の在り方については、今後検討であるため、現段階では、改革ケースと現状維持ケースに差異は生じない。

# 将来試算作成の科目別前提条件　目　次


登記特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
財政融資資金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
国債整理基金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
外国為替資金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
産業投資特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
地震再保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
特定国有財産整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
厚生保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
船員保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
国民年金特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
労働保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
国立高度専門医療センター特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
国有林野事業特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
農業共済再保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
森林保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
漁船再保険及漁業共済保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
食糧管理特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
農業経営基盤強化措置特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
国営土地改良事業特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
貿易再保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
特許特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
電源開発促進対策特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計・・・・・・・・・・・124
自動車損害賠償保障事業特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
道路整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
治水特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
港湾整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
空港整備特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144
自動車検査登録特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
都市開発資金融通特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150

## 【船員保険特別会計】

試算表作成の科目別前提条件（計数の考え方）　　【基本ケース】

①長期歳入歳出予算推移

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 歳入 | 保険料収入 | 2005年度で事業終了。 |
| | 一般会計より受入 | 業務取扱費、予備費に係る額から雑収入及び前年度剰余金を差し引いた額を受入。 |
| | 運用収入 | 運用利回りは、2．0%で推計 |
| | 児童手当収入 | － |
| | 厚生保険特別会計より受入 | 2005年度で事業終了。 |
| | 積立金より受入 | 歳出に対する歳入不足額を計上。 |
| | 雑収入 | 2005年度と同額を用いる。 |
| | 前年度剰余金受入 | 2006年度以降は計上しない。 |
| 歳出 | 保険給付費 | 年金給付費については、2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。 |
| | 老人保健拠出金 | 2005年度で事業終了。 |
| | 退職者給付拠出金 | 2005年度で事業終了。 |
| | 介護納付金 | － |
| | 業務取扱費 | 2006年度以降については、適用、徴収等の業務に係る経費を除く。（ただし、人件費については、業務を一体的に行っているため2005年度と同額としている。） |
| | 諸支出金 | 2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。 |
| | 福祉事業費 | 2006年度以降特別支給金（長期給付部分、2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。）のみ計上。 |
| | 児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入 | － |
| | 予備費 | 2005年度と同額を用いる。 |

（注）1　運用収入については、長期給付である年金及び福祉部門の運用収入を推計したものである。
　　2　2013年度以降は、積立金が枯渇する。

② 長期貸借対照表推移
（機関名：船員保険特別会計）

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 資産 | 現金・預金 | 将来の歳入・歳出計算の結果計算される。 |
| | その他流動資産 | 未収保険料は、将来の保険料収入（歳入額）及び2003年度までの回収実績等を使用し見込計上する。その他未収金は、2002･2003年度の雑収入とその他未収金の額の平均比率を使用し、将来の雑収入見込額に基づき算出する。 |
| | 貸倒引当金 | 貸倒引当金は、2002･2003年度と同様に未収金に対する貸倒実績率に基づき見込み算出する。 |
| | 固定資産 | 前年度末の残高に、その年度の取得分を加える。取得及び除却については、2005年度までの予定を計上する。 |
| | 減価償却 | 資産種類ごとに設定された耐用年数及び減価償却方法に基づき減価償却費を算定する。 |
| 負債 | 流動負債 | 賞与引当金は、2005年度計上額で固定。 |
| | 固定負債 | 退職給付引当金は、過去の実績から算出する。 |
| | 資産・負債差額合計 | 資産と負債の差額が計上される。 |

（注）1　2003年度省庁別財務書類の計数は速報値である。

③ 長期業務費用・財源計算書
（機関名：船員保険特別会計）

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 業務費用 | 保険給付費 | 歳出額に未払金の増減額を加味して計上。 |
| | 厚生保険特別会計年金勘定への繰入 | 歳出額と同額とする。 |
| | その他費用（引当金繰入額除く） | 歳出額と同額とする。 |
| | | |
| 財源 | 自己収入 | 歳入額に未収金の増減額を加味して計上。 |
| | 他会計からの受入 | 歳入額と同額とする。 |
| | 本年度業務費用・財源差額 | 業務費用と本年度受入財源との差額 |

（注）1　2003年度省庁別財務書類の計数は速報値である。

【船員保険特別会計】

試算表作成の科目別前提条件(計数の考え方)　　　【現状維持ケース】

①長期歳入歳出予算推移

(機関名:船員保険特別会計)

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 歳入 | 保険料収入 | 被保険者数は直近3年間の伸率で、賃金上昇率は1.0%で推計。 |
| | 一般会計より受入 | 保険給付費及び業務取扱費の財源の一部、疾病部門の国庫補助金を受入。 |
| | 運用収入 | 運用利回りは、2.0%で推計。 |
| | 児童手当収入 | - |
| | 厚生保険特別会計より受入 | 特別保健福祉事業に必要な額を受入。(17年度と同額を用いる。) |
| | 積立金より受入 | 歳出に対する歳入不足額を計上。 |
| | 雑収入 | 2005年度と同額を用いる。 |
| | 前年度剰余金受入 | 2006年度以降は計上しない。 |
| 歳出 | 保険給付費 | 医療給付費については、2004年5月に発表された「社会保障の給付と負担の見通し」の前提となった1人当たり医療費の伸び率を前提として推計。<br>失業給付費については、失業保険受給者割合が一定で推移すると仮定し、各給付の発生率は原則として過去5年間の平均の伸び率で推移するものと仮定。<br>年金給付費については、2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。 |
| | 老人保健拠出金 | 医療給付費については、2004年5月に発表された「社会保障の給付と負担の見通し」の前提となった1人当たり医療費の伸び率を前提として推計。 |
| | 退職者給付拠出金 | 同上 |
| | 介護納付金 | 2006年度以降は発生しないと仮定。 |
| | 業務取扱費 | 2005年度と同額を用いる。 |
| | 諸支出金 | 2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。 |
| | 福祉事業費 | 特別支給金については、2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。福祉施設については、平成14年12月の「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」に基づき推計。(特別支給金及び福祉施設以外の福祉事業費については2005年度と同額を用いる。) |
| | 児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入 | - |
| | 予備費 | 2005年度と同額を用いる。 |

(注) 1　運用収入については、長期給付である年金及び福祉部門の運用収入を推計したものである。

② 長期貸借対照表推移

(機関名:船員保険特別会計)

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 資産 | 現金・預金 | 将来の歳入・歳出計算の結果計算される。 |
| | その他流動資産 | 未収保険料は、将来の保険料収入(歳入額)及び2003年度までの回収実績等を使用し見込計上する。その他未収金は、2002・2003年度の雑収入とその他未収金の額の平均比率を使用し、将来の雑収入見込額に基づき算出する。 |
| | 貸倒引当金 | 貸倒引当金は、2002・2003年度と同様に未収金に対する貸倒実績率に基づき見込み算出する。 |
| | 固定資産 | 前年度末の残高に、その年度の取得分を加える。取得及び除却については、2005年度までの予定を計上する。 |
| | 減価償却 | 資産種類ごとに設定された耐用年数及び減価償却方法に基づき減価償却費を算定する。 |
| 負債 | 流動負債 | 賞与引当金は、2005年度計上額で固定。 |
| | 固定負債 | 退職給付引当金は、過去の実績から算出する。 |
| | 資産・負債差額合計 | 資産と負債の差額が計上される。 |

(注) 1　2003年度省庁別財務書類の計数は速報値である。

③ 長期業務費用・財源計算書

(機関名:船員保険特別会計)

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 業務費用 | 保険給付費 | 歳出額に未払金の増減額を加味して計上。 |
| | 厚生保険特別会計年金勘定への繰入 | 歳出額と同額とする。 |
| | その他費用(引当金繰入額除く) | 歳出額と同額とする。 |
| | | |
| 財源 | 自己収入 | 歳入額に未収金の増減額を加味して計上。 |
| | 他会計からの受入 | 歳入額と同額とする。 |
| | 本年度業務費用・財源差額 | 業務費用と本年度受入財源との差額 |

(注) 1　2003年度省庁別財務書類の計数は速報値である。

【船員保険特別会計】

試算表作成の科目別前提条件(計数の考え方)　　　　【改革ケース】

①長期歳入歳出予算推移

(機関名:船員保険特別会計)

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 歳入 | 保険料収入 | 被保険者数は直近3年間の伸率で、賃金上昇率は1.0%で推計。 |
| | 一般会計より受入 | 保険給付費及び業務取扱費の財源の一部、疾病部門の国庫補助金を受入。 |
| | 運用収入 | 運用利回りは、2.0%で推計。 |
| | 児童手当収入 | - |
| | 厚生保険特別会計より受入 | 特別保健福祉事業に必要な額を受入。(2005年度と同額を用いる。) |
| | 積立金より受入 | 歳出に対する歳入不足額を計上。 |
| | 雑収入 | 2005年度と同額を用いる。 |
| | 前年度剰余金受入 | 2006年度以降は計上しない。 |
| 歳出 | 保険給付費 | 医療給付費については、2004年5月に発表された「社会保障の給付と負担の見通し」の前提となった1人当たり医療費の伸び率を前提として推計。<br>失業給付費については、失業保険受給者割合が一定で推移すると仮定し、各給付の発生率は原則として過去5年間の平均の伸び率で推移するものと仮定。<br>年金給付費については、2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。 |
| | 老人保健拠出金 | 医療給付費については、2004年5月に発表された「社会保障の給付と負担の見通し」の前提となった1人当たり医療費の伸び率を前提として推計。 |
| | 退職者給付拠出金 | 同上 |
| | 介護納付金 | 2006年度以降は発生しないと仮定。 |
| | 業務取扱費 | 2005年度と同額を用いる。 |
| | 諸支出金 | 2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。 |
| | 福祉事業費 | 特別支給金については、2005年度予算値を基とし、受給者の失権率、年金改定率等の基礎率を設定して推計。福祉施設については、平成14年12月の「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」に基づき推計。(特別支給金及び福祉施設以外の福祉事業費については2005年度と同額を用いる。) |
| | 児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入 | − |
| | 予備費 | 2005年度と同額を用いる。 |

(注) 1　運用収入については、長期給付である年金及び福祉部門の運用収入を推計したものである。

② 長期貸借対照表推移

(機関名:船員保険特別会計)

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 資産 | 現金・預金 | 将来の歳入・歳出計算の結果計算される。 |
| | その他流動資産 | 未収保険料は、将来の保険料収入(歳入額)及び15年度までの回収実績等を使用し見込計上する。その他未収金は、2002・2003年度の雑収入とその他未収金の額の平均比率を使用し、将来の雑収入見込額に基づき算出する。 |
| | 貸倒引当金 | 貸倒引当金は、2002・2003年度と同様に未収金に対する貸倒実績率に基づき見込み算出する。 |
| | 固定資産 | 前年度末の残高に、その年度の取得分を加える。取得及び除却については、2005年度までの予定を計上する。 |
| | 減価償却 | 資産種類ごとに設定された耐用年数及び減価償却方法に基づき減価償却費を算定する。 |
| 負債 | 流動負債 | 賞与引当金は、2005年度計上額で固定。 |
| | 固定負債 | 退職給付引当金は、過去の実績から算出する。 |
| | 資産・負債差額合計 | 資産と負債の差額が計上される。 |

(注) 1　2003年度省庁別財務書類の計数は速報値である。

③ 長期業務費用・財源計算書

(機関名:船員保険特別会計)

| | 科目 | 計数の考え方 |
|---|---|---|
| 業務費用 | 保険給付費 | 歳出額に未払金の増減額を加味して計上。 |
| | 厚生保険特別会計年金勘定への繰入 | 歳出額と同額とする。 |
| | その他費用(引当金繰入額除く) | 歳出額と同額とする。 |
| | | |
| 財源 | 自己収入 | 歳入額に未収金の増減額を加味して計上。 |
| | 他会計からの受入 | 歳入額と同額とする。 |
| | 本年度業務費用・財源差額 | 業務費用と本年度受入財源との差額 |

(注) 1　2003年度省庁別財務書類の計数は速報値である。